

## 放送法等に係る特定商取引に関する法律の適用除外のための政令改正について

平成 23 年 4 月 15 日  
総 務 省

### 1 特定商取引に関する法律施行令の改正

現行の特定商取引に関する法律施行令（以下「特定商取引法施行令」）において、放送事業者の行う放送、電気通信役務利用放送事業者の行う放送、有線テレビジョン放送事業者の行う放送、電気通信事業者の行う電気通信事業（注 1）は、既に特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」）の適用除外とされているところ、放送法等の一部を改正する法律（注 2）に基づき、改正後の放送法に基づく放送事業者が行う放送、改正後の電気通信事業法に基づく電気通事業者が行う電気通信事業を、特定商取引法の適用除外とするべく、特定商取引法施行令に必要な手当てを行うこととするもの。

（注 1）適用除外となる具体的業務については、別紙 1 の「対象業務」左側参照。

（注 2）平成 22 年法律第 65 号。改正の概要については、別紙 2 参照。

### 2 現行の特定商取引法と放送法等との関係

現行放送法等に規定されている業務等が特定商取引法の適用除外とされている理由は、以下のとおりとなっている。

特定商取引法における違反類型（不当勧誘・不当広告等）に対して、業務改善命令や指示命令等の是正措置が準備されていること

放送法及び電波法上、有料放送事業者等が不当な勧誘や広告を行った場合等には、別紙 1 のように約款の変更命令、委託放送業務停止命令、無線局の運用停止命令、免許の取消が存在（放送法条 52 条の 7、第 52 条の 24、電波法第 76 条第 1 項、第 3 項）

電気通信利用役務放送法上、有料の電気通信役務利用放送事業者が不当な勧誘や広告を行った場合等には、別紙 1 のように約款の変更命令、業務停止命令、登録の取消が存在（電気通信利用役務放送法第 16 条第 2 項、第 3 項、第 9 条第 1 項）

有線テレビジョン放送法上、有料の有線テレビジョン放送事業者が不当な勧誘や広告を行った場合等には、別紙 1 のように約款の変更命令、業務停止命令、許可の取消が存在（有線テレビジョン放送法第 24 条第 3 項、第 25 条第 2 項、第 25 条第 1 項）

電気通信事業法上、電気通信事業者等が不当な勧誘や広告を行った場合等には、別紙 1 のように業務改善命令、登録の取消が存在（電気通信事業法第 29 条第 1 項、第 2 項、第 14 条第 1 項）

上記是正措置を発動する目的が、特定商取引法の目的と合致

上記措置は利用者の利益の保護の観点からの措置であり、特定商取引法の目的と合致。

### **3 改正後の放送事業者の行う放送、改正後の電気通信事業者の行う電気通信事業について特定商取引法の適用除外とすることが適切な理由**

改正後の放送事業者、改正後の電気通信事業者についても、不当な勧誘や広告が行われた場合等には、利用者の利益の保護等の観点から、約款の変更命令、業務改善命令、登録の取消等の措置を引き続き規定（参考参照）している（放送法第 156 条等、電気通信事業法第 29 条第 1 項、第 2 項及び第 14 条第 1 項）（注 3）。

（注 3）適用除外となる具体的業務については、別紙 1 の「対象業務」右側参照。

（参考）今回の改正により、有料放送の役務に係る是正措置を強化することで、有料放送に係る利用者保護規律の強化も図っている。

受信者の権利を保障する観点から、改正放送法において以下の規定を新設し、違反した場合には、  
については是正措置（新放送法第 156 条）を命ずることもできる。

有料放送業務の休廃止に係る受信者への事前周知義務（放送法第 149 条）

提供条件概要の説明義務（放送法第 150 条）

提供条件に対する苦情等の処理義務（放送法第 151 条）

以上

# 消費者被害に対する是正措置(放送法等改正による変遷)

(改正前)

対象業務	是正措置
放送局免許者の放送 (受信障害対策中継放送を除く)	約款の変更命令 無線局運用停止命令 免許の取消
受信障害対策中継放送を行う無線局免許者の受信障害対策中継放送	約款の変更命令 無線局運用停止命令 免許の取消
委託放送事業者の委託放送業務	約款の変更命令 委託放送業務停止命令 認定の取消

対象業務	是正措置
電気通信役務利用放送事業者の放送	約款の変更命令 業務停止命令 登録の取消

対象業務	是正措置
有線テレビジョン放送事業者の放送	約款の変更命令 業務停止命令 許可の取消

対象業務	是正措置
電気通信事業者の電気通信事業	業務改善命令 登録の取消

(改正後)

対象業務	是正措置
放送事業者	
認定基幹放送事業者の基幹放送	約款の変更命令 有料放送に係る是正命令 業務停止命令 認定の取消
特定地上基幹放送事業者の基幹放送	約款の変更命令 有料放送に係る是正命令 無線局運用停止命令 免許の取消
一般放送事業者の一般放送	有料放送に係る是正命令 業務停止命令 登録の取消
受信障害対策中継放送を行う無線局免許者の受信障害対策中継放送	約款の変更命令 無線局運用停止命令 免許の取消

改正によって定義に新しく含まれる役務

有線放送電話業者の有線放送電話業務

対象業務	是正措置
電気通信事業者の電気通信事業	業務改善命令 登録の取消

# 放送法等の一部を改正する法律の概要

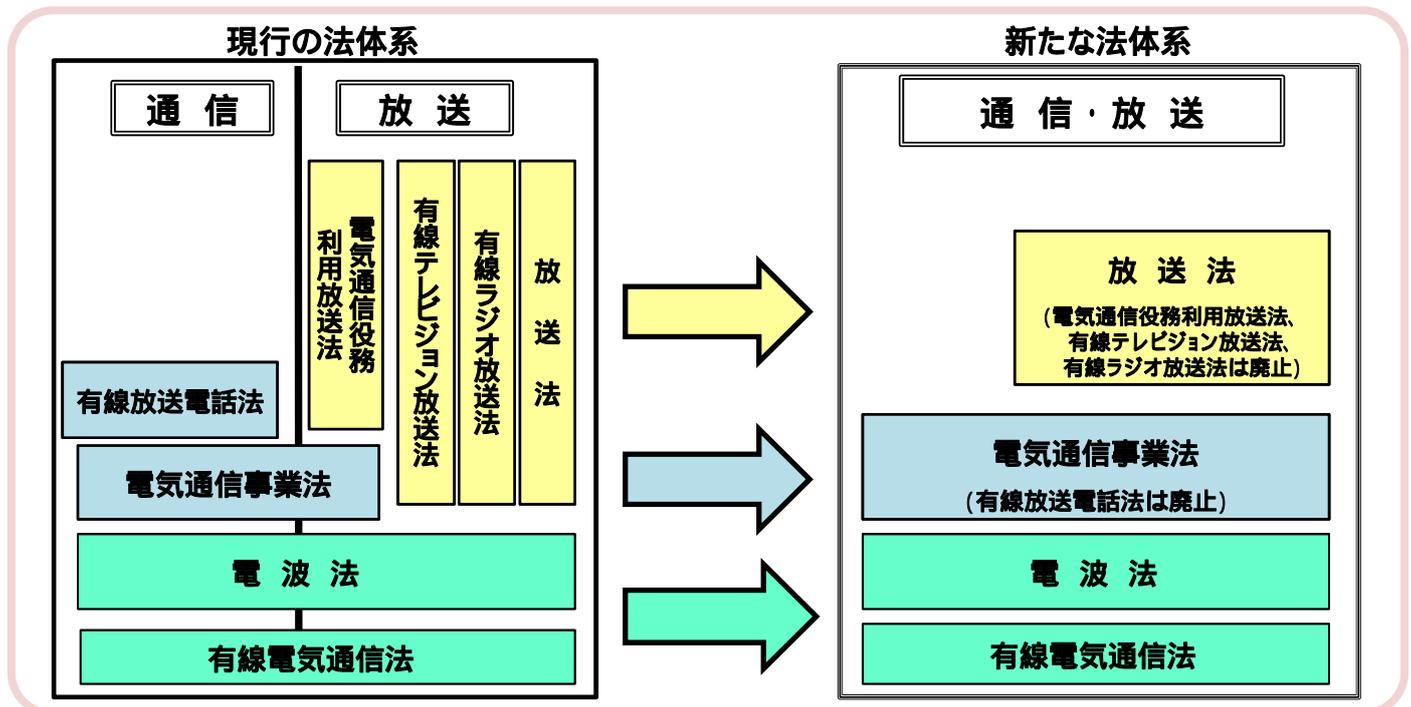
別紙2

## 趣旨

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度の整備を行う。

## 改正事項

1. 通信・放送法体系の見直し: 放送関連4法の統合等、法体系の見直しを60年振りに行う。



## 2. 主な改正事項

### (1) 放送法関係

- 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
- マスメディア集中排除原則の基本の法定化
- 放送における安全・信頼性の確保
- 放送番組の種別の公表
- 有料放送における提供条件の説明等
- 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

### (2) 電波法関係

- 通信・放送両用無線局の制度の整備
- 免許不要局の拡大
- 携帯電話基地局の免許の包括化

### (3) 電気通信事業法関係

- 紛争処理機能の拡充
- 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設

## 施行期日

公布の日から9月以内の政令で定める日

放送番組の種別の公表等については6月以内、携帯電話基地局の免許の包括化等については3月以内等とする。

### 1. 放送法関係

#### (1) 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化

放送について、「基幹放送」（放送用に専ら又は優先的に割り当てられた周波数を使用する放送）と「一般放送」（基幹放送以外の放送）という区分を設ける。

基幹放送について、無線局の設置・運用（ハード）と放送の業務（ソフト）を分離することを希望する者のために無線局の「免許」と放送の業務の「認定」に手続を分離する制度を設けるとともに、ハード・ソフト一致を希望する地上放送事業者のためには「免許」のみで足りる現行の制度も併存させる。

一般放送に該当する有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送及び電気通信役務利用放送について、現行法で「許可」、「登録」等となっている参入に係る制度を見直し、「登録」を原則とする制度に統合する<sup>(注)</sup>。

(注) 一般放送のうち有線ラジオ放送等については、「届出」により参入可能とする。

#### (2) マスメディア集中排除原則の基本の法定化

基幹放送についてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化し、複数の基幹放送事業者への出資に関しては、一定の範囲内（1/10～1/3）において、具体的に省令で定める水準を超えないことを原則とすることとする。

#### (3) 放送における安全・信頼性の確保

放送中止事故の再発防止等のため、設備の維持、重大事故が発生した場合の報告に係る規定を整備する。

#### (4) 放送番組の種別の公表

番組調和原則の適用を受ける基幹放送<sup>(注)</sup>について、放送番組の種別の公表に係る規定を整備する。

(注) 総合編成を行う基幹放送であり、地上テレビジョン放送や一部のBS放送が該当する。

#### (5) 有料放送における提供条件の説明等

有料基幹放送の約款の認可を届出に緩和し、かつ有料一般放送の約款の届出を撤廃する一方、契約者への提供条件の説明義務等に係る規定を整備する。

#### (6) 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

地上テレビジョン放送の再放送同意を巡る紛争の迅速・円滑かつ専門的な解決に資するため、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度を整備する。

#### (7) その他

放送関連4法の統合に伴う放送の定義等の規定の整備を行う。

## **2. 電波法関係**

### **(1) 通信・放送両用無線局の制度の整備**

無線局の主たる目的に支障のない範囲で、1つの無線局を通信及び放送の双方の目的に利用することが可能となるよう、無線局の免許制度を改正するとともに、免許を受けた後に、許可を受けて無線局の目的を変更することを可能とする。

### **(2) 免許不要局の拡大**

免許不要局の空中線電力の上限を0.01ワットから1ワットに見直す。

### **(3) 携帯電話基地局の免許の包括化**

携帯電話の基地局のうち、屋内に設置される小規模局等について、包括免許を受けた場合は基地局ごとの個別免許は不要とし、事後届出で足りることとする。

### **(4) その他**

技術基準策定の申出制度の導入、電波監理審議会による意見聴取の任意化、無線局の定期検査制度の見直し、無線局に係る外資規制の見直し、技術基準適合命令制度の導入等を行うとともに、放送関連4法の統合に伴う規定の整備を行う。

## **3. 電気通信事業法関係**

### **(1) 紛争処理機能の拡充**

コンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供に係る紛争及び電気通信事業者間における鉄塔等の共用を巡る紛争を電気通信紛争処理委員会（電気通信事業紛争処理委員会から改称）のあっせん及び仲裁の対象とするなど、紛争処理機能の拡充を図る。

### **(2) 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設**

携帯電話の接続料の算定の適正性・透明性を担保し、競争事業者の多様なサービスの展開を促進する観点から、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して、接続会計の整理・収支の状況の公表を義務付ける。

### **(3) その他**

基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をすることについて電波法の免許を受けて行われる電気通信業務については、電気通信事業法における参入手続を届出とするとともに、放送関連4法の統合及び有線放送電話に関する法律の廃止に伴う規定の整備（現に有線放送電話業務を行う者への経過措置を含む）を行う。

## **4. 附則**

附則の検討の条項において、政府は、この法律の公布後1年を目途として、日本放送協会の役員に係る欠格事由の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする等と規定する。